



開業医休保の傷病給付金は、初診日以降の休業期間がお支払審査の対象です！

本紙は、開業医共済休業保障制度にご加入の皆様にご請求いただく際の参考としていただくために、「お支払審査の対象となる期間」について解説したものです。

■「傷病給付金」のお支払審査の対象となる期間

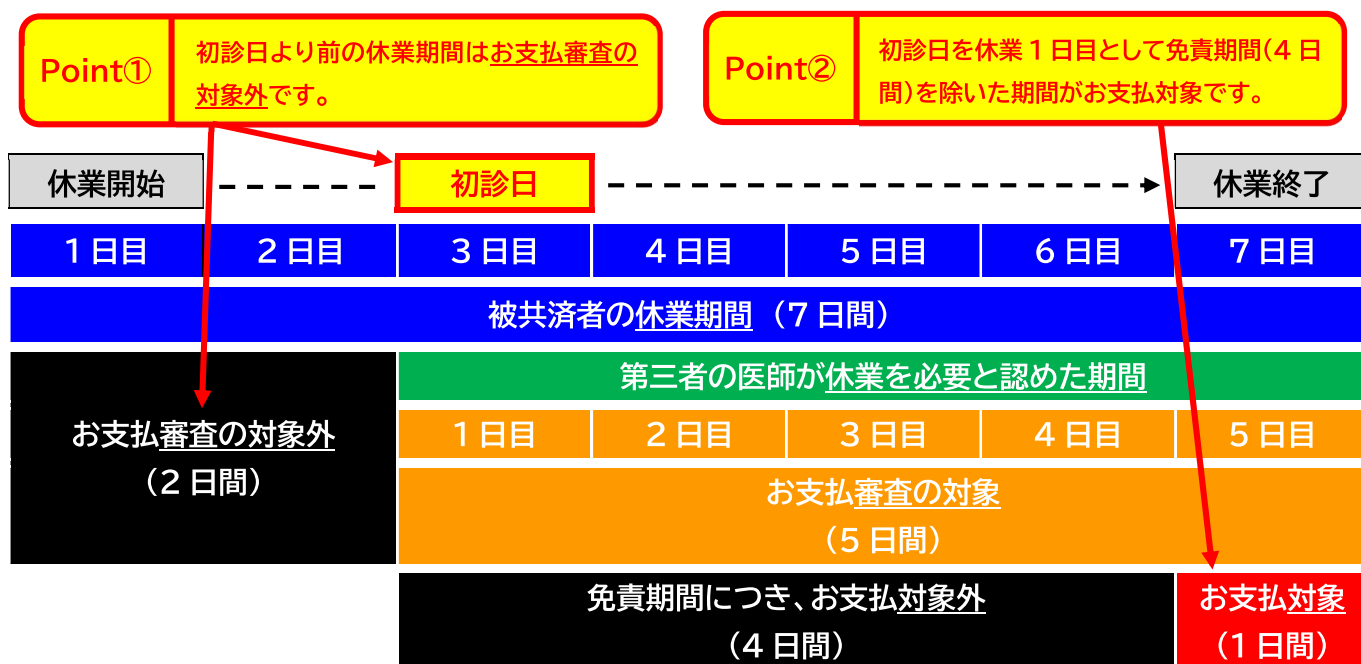
開業医共済休業保障制度における「傷病給付金」のお支払審査の対象となる期間は、**第三者の医師による初診日以降の休業期間(当該期間について、第三者の医師が休業を必要と認めていることが必要)**となります。

「傷病給付金のお支払いの要件（開業医共済休業保障制度普通共済約款 第7条第1項）」

当組合は、被共済者が傷病を被り、**受療(第三者の医師の指示に従い、治療を受けること※同約款 第3条第1項第13号)**して休業した場合、傷病給付金を共済金受取人に支払います。

1. 自宅療養の場合

第三者の医師による初診日以降の休業5日目からお支払対象となります。



～新型コロナウイルス感染症を原因とする休業について～

当制度は、新型コロナウイルス感染症を原因とする休業もお支払対象としていますが、**第三者の医師の初診日を含めて4日間が免責期間に該当しますので、休業期間によっては、ご請求いただいたにも関わらず、お支払いの対象とはならない可能性がございます。ご請求の際には、ご注意ください**ますようお願いいたします。

2. 入院療養の場合

第三者の医師による初診日以降の休業1日目からお支払対象となります。

※いずれの場合も最終的なお支払可否については、ご提出いただいた書類等による判断となります。

開業医共済協同組合

〒380-0823 長野県長野市南千歳1丁目10-6 東邦ビル3階 電話:026-217-6600 (受付時間:9:00~17:30 ※休日を除く)